

## 令和6年度 第1回静岡市精神保健福祉審議会 会議録

- 1 開催日時：令和6年8月6日（火）19時～21時00分
- 2 開催場所：城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟3階 第1・2研修室  
（一部の委員はオンライン会議ソフトの利用によるリモート参加）
- 3 出席者：静岡市精神保健福祉審議会委員 14名 ※欠席者1名  
（静岡市精神保健福祉審議会名簿のとおり）

4 傍聴者：なし

5 会議内容

- （1）開会
- （2）保健福祉長寿局保健衛生医療統括監 挨拶
- （3）委員紹介
- （4）副会長の選出
- （5）議題

### 【意見交換】

- ① 精神障害者交通費助成事業のあり方について

（事務局）

資料1～2に基づいて説明

（山城会長）

来年からJRが精神障害者も割引の対象となったということで、非常に大きいことだ  
と思うが、今後の静岡市の交通費助成についてどうしていけばよいのか、忌憚のない意見  
を出していただきたい。ご家族の立場で心明会の山本委員はいかがか。

（心明会・山本委員）

会員さんの子供が交通費の助成を申請に行ったときに、手帳は精神と知的の両方を持  
っていると言ったら、両方持っていると言えないと言われた。身体と療育手帳を持っ  
ていない者が対象ということで助成が受けられなかった。できれば、両方持っていても助  
成を受けられるようにしていただきたい。

(事務局)

現状、身体手帳や療育手帳の所持者はタクシーの1割引きや、重度の方はタクシー券の配布があるが、精神はどちらも受けられない。このような背景があるため、交通費助成制度の対象者を、精神保健福祉手帳の所持者のみとし、開始している。

(山城会長)

療育手帳や身体障害者手帳の所持者は、以前から割引のサービスなど周知されていたが、精神保健福祉手帳を持っていても知られていないのかもしれないが、家族会としてはどのように周知されているのか。

(山本委員)

精神疾患を持っている人で、うちに閉じこもっている人は意外に多くて、外へ出ていくのもなかなか構造的にできない。外出する機会が非常に少ないと感じている。交通費助成の本来の目的である社会参加や生活圏の拡大という気持ちを持って行動している人がどのくらいいるのかわからないが、子どものことを見てると非常に難しいと感じる。

(山城会長)

知れ渡っていくことの難しさというか、申請率 20%台というところからしても色々な意見があるかもしれないが、当事者の理解というところで、杉山委員はどうお考えか。

(杉山委員)

精神障害の方で外出を否定はしないが、なかなか足が外へ向かないとか、人がいるところは怖いなど、なかなか外出の機会や生活圏の拡大につながりづらい状況はあると感じる。就労に行ける人はいいが、一歩手前の状況で安心して過ごせる公共の施設や地域活動支援センターなどの場所を利用している人がいるが、そういう人の中でも生活保護の方や、低所得で生活が苦しい方がたくさんいらっしゃる。そういう方は、徒歩や自転車で移動する形になるが静岡は広いので、公共機関を乗り継がないと行けない人もいます。そういう方たちにとっても、交通費助成制度はぜひ残していただきたい。また、低所得者を対象にするのは、そうあるべきだと思うが、手帳と自立支援医療の併給者とした場合、通院が必ずしも必要ではない人は、低所得者であっても対象とならないため検討が必要だと感じる。

(山城会長)

病院を退院されて、自宅からデイケアや作業所等に通っていらっしゃる方もいるが、作業療法士の山本委員はいかがか。

(作業療法士会・山本委員)

入院している方が、自宅に帰る時の練習で公共機関を使う練習をすることもありますが、この制度を上手に使えたら知名度もあがるのではないかと。当事者の会にも参加しているが、元々バスや電車などの公共交通機関を使っている方、使える方が、使っている状況と聞いている。しかし、その方たちは公共交通機関を使えること自体が、社会とものすごくつながっているという感覚を得ており、一つの大きな意味を持っていると感じた。

(大橋委員)

資料2-1の交通費助成の申請状況が書かれているが、申請者が大体1,500人位で、平均助成額が大体5,000円ということは単純計算で助成金額は750万ぐらいで800万円弱ということか。

(事務局)

おっしゃるとおり。執行率に応じて予算化しているが、8割程度の執行率と認識している。

(大橋委員)

制度自体の評価だが、実際に申請者25%のため、あまり利用されていない評価だったが、執行率8割はその用意された予算については、申請された障害者の方々の役に立っていると言える。そのため、決してあまり役に立っていないという評価は違う気がする。寧ろもう少し拡大されてみて、多くの方々に拡張するという考え方もあるのではないかと。

(山城会長)

予算額からすると、執行率はかなり執行額が高い、近いという感じですね。もっと周知されれば、900万円では足りなくなるため、増額したらどうかという考えになるわけですね。

(中村委員)

私も予算の話が叶うならという思いはあるが、25%の利用率しかないということは、限られた人しか利用されていないという指摘があったとすれば、必要な人に届くような配慮など、合理的な範囲にはなるが、そこをシンプルに考えた方がいいのではないかと。

この制度に関わったことがある人ならわかると思うが、非常にわかりにくい。何度も説明を市役所で受けているが、我々の下で何度も説明をして、その上で一人でできるかどうか。丸々全部手伝う必要のある人もいる中で、利用したくても漏れる人やできない人が一定数いる中で、あり方を検討すること自体がそもそもの話どうなのかとってしまう。手帳の所持者がこれだけ増えているため、さらに利用できる人も増やす配慮を行っていく

となると、予算も増やし確保していくことが可能であればベストだと思う。精神障害の方のサービスが少ない中で、対象者が絞られるとか、ちょっとこの制度をやめて別のことに変えましたっていうのは、やはり、当事者やご家族にとっては非常につらい、痛いことだろうと思う。なので、ひとまずは必要な人に届くような合理的な制度上の配慮というのがもう少し出されることと、予算の確保をこういった意味を持ってきちんとできるのかということ意見を意見として出させてもらいたい。

(川島委員)

事業の考え方として、利用者が偏っている、少ないということであれば、違うアプローチをまず考える必要がある。おそらく手続きが困難であることがハードルになっているとしたら、そこは考えるべき。特に高齢者や子供たちも社会参加する機会を整えるのはとても必要なこと。当事者自身が気兼ねなく行きたい時に行きたい場所へ、あるいは行きたい方法で出かけるのが基本的な考え方。予算が厳しいと言われると難しいが頑張ってもらいたい。

(山城会長)

申請や手続き上の煩雑さは一般的にあるが、現時点では実費の領収書だけか。

(事務局)

現在の申請のあり方として、実際に乗られた分の領収書や、静鉄やJRの発行する利用履歴というものがある。1枚20件まで載っている利用履歴から、静鉄だと最大6か月分まで載っている利用履歴があるため、それを提出していただく。6,000円以上超えていれば、最大で6,000円助成されるという流れ。

(山城会長)

こういった手続きのあたりから何か意見はどうか。

(中村委員)

資料2-3の見直しの一例の中にある、申請方法に宣誓書みたいなものをもらう案があるが、考え方としてすごくいいと思う。というのは、一番ネックなのは、バスの運賃の領収書は毎回でない。後でまとめて、事務所みたいなところに取りに行くのは非常に大変。そうなった経緯は、確か以前はパスカードみたいな何千円分のカードが配布されていたが、結局それがスーパーで使えたり、何かの買い物で使ってしまう中で、用途が元々の目的と違ってしまったところから今の仕組みになってしまった。当事者からするとすごく意地悪な変更を感じられたと思うが、ここの上にあるようなやり方に代わると、申請がしやすくなるのでいいと思う。ただ、一方で本当に交通費として使ってるのかと繰り返す可能性はあ

るが、申請の仕方を少し検討するのは個人的にはいい考え方、方向性ではないかと思う。

(事務局・保健所 田中所長)

まず現状をお話ししますと、なかなか今の予算が増えるという状況ではありません。例えば使いやすくして申請者が増えた場合、おそらく予算の中でどこかで締め切るとか、或いは1人6,000円が減っていくといった選択肢にならざるを得ないと考えている。今の申請方法でも、税金の使い方ということで非常に厳しい目が向けられている。個人の資産形成につながるようなことにならないということは非常に監査の際に厳しく言われている。使い道についても、簡素化は非常に言いぶりは楽だが、後で監査を受けた時にいい加減な使い方をしていて逆に目をつけられ、本当にこの使い方、この予算でいいのかと、また見直しにつながってしまう。様々な制約の中で、今回私どもとすると一つ聞きたかったのが、6,000円という金額、個別の障害者の方には大きなお金かと思うが、それに見合った審査の在り方などを考えていくと、寧ろ今予算として900万円あるが、この事業の使い方として、このまま交通費とすると行革の議論で必ず言われてしまうが、寧ろ900万を使って今、精神障害の方がそういううるさいことを言われなくても、6,000円程度のお金を何とか自分たちで、何らかの形で使えるようなものや、自分で稼いでいくというか、そういうものをお助けするような予算として組み替えができないのかということも、少し検討すべきではないかと考えている。やはりいつまでもこういった形の少額をばらまいていくような形の予算はどうしても目をつけられてしまう。寧ろ1人ひとりの障害者の方がこの程度の金額であれば、何とか自由に年間6,000円から1万円程度、自分で得られるような事業という形ができないかといったところも幅広く意見をいただきたい。

(成島委員)

資料2-1の2ページに当事者アンケートの結果で非常に有意義、効果的に使われているという意見があったが、一方で、申請率25%前後のため75%ぐらいが申請されなかったとなるが、不要だから申請しないのか、必要だがうまくできなかったのか、そもそも知らないのか、そんなところも含めてどうだったのか気になる。つまりは行き届けなければいけない人ほど行き届いていない実態があるとすれば、うまく行き届くよう努力すべきであると考え。

(大瀧委員)

財政側がこのように言ってきているのは、将来的にはなしにしようと考えているのか。多分残せなかったら残せないと言うが、いのようにそういう方向に言ってきているのか。

(事務局)

昨年の段階で言えば、申請率が25%前後で低いこと、どういった形で使われているの

か検証してこなかったため、社会参加や生活圏の拡大といった目的に合っているのかどうかも含めクエスチョンマークがついたと思う。なので、このままの状態でも来年度も行くのであれば認めないと言われていたとのこと。ただ、この事業に限ったことではないが、財政的にすごく圧迫されているところで、どの事業も見直しが当然あることから、必要なものは残す、そうでないものは淘汰されていくということはある。

(山城会長)

先程、作業療法士会の山本委員から公共交通機関を活用した後自信めいたものを感じたという、非常に大きな意見だと私には思えたが、ただ、それは1件と済まされてしまうとそれだけになってしまうかもしれないが、より印象的な感じで考えると、これはすごいことでかなり評価していいことだと、そういう評価があちこちに増えていくといいなと思う。特に私たちの仕事は数字で表現するところの難しさということを感じている。

(精神保健福祉課・松田参与兼精神保健福祉課長)

先ほどの事務局の意見に補足して、静岡市としては生活圏の拡大、社会参加の促進ということで交通費助成制度自体は大変意義があり、これを最初から廃止ありきということではありません。静岡市障害者共生のまちづくり計画の中でも、障害者の方々のアクセシビリティの向上も重要事項の一つに挙げている。この交通費助成は、全国的な方針が国から示されておられません。というもやはり、大都市、地方都市とそれぞれ状況は異なるため、各地域の状況に応じてということで、静岡市としてはその中でも生活圏拡大、参加促進になるような形を考えていきたいと思っています。

(こころの健康センター・大久保所長)

今回の審議会の前に交通費助成について議論となったのが、この精神障害者手帳の等級判定というものが、本人の生活実態を必ずしも正確に反映しているとは限らない。例えば、自動車に乗って普通に通勤しているサラリーマンも、手帳3級を持っていることが多くあります。一方で統合失調症で車の免許も持たず、1人で単身で何とか暮らしているそういう人も3級だったりします。

ここが実際のこの制度上の限界があるかと思っており、本来であれば、その方が生活レベルとしてどの程度あるのか、交通手段は普段何を使っているのか、車を運転しているのかどうか、そこをきちんと調査をして、必要な人に届けるという制度であればいいが、単純に手帳を持っている持っていないだけで使える制度になっているところが、やはり大きな課題だろうと思っている。そういった中で、6,000円をどんどん申請してくださいというふうに、アピールしていくのがいいのか、あるいは、例えば認知症の方は免許証を返納したとき、その足はどうするのかという議論になっているが、例えばライドシェアという形で、運転ができない方も例えば業務連携でいろんな事業所を巡回するような、タクシ

一だとかバスの運行などにこの 900 万を使う方向で事業を大きく見直すっていうところも想定してもいいと思っている。

(山城会長)

障害者手帳の申請にしても、障害を認めるかどうか、なかなかできない、障害ではないと思っている方も大勢いるようようであり、根本的なところとつながっていくのかと感じている。貴重なご意見ありがとうございました。

#### 【報告事項】

① 精神保健福祉法改正に伴う運用状況

(事務局)

資料 3～5 に基づき精神保健福祉課から説明

(山城会長)

今年度から執行されている事業です。医療保護入院の新しい制度や入院者訪問支援事業などありますが、医療の現場の立場から山末委員いかがか。

(山末委員)

虐待通報の制度をきちんと運用されているが、こういう制度をどういうふうに運用するかによって新しい制度のいいところや役割が変わってくる。ぜひ運用を浸透させ、監視機能とかもあるため、様々な良い効果がでるよう、引き続き良い運用をしていただきたい。

(高橋委員)

訪問支援事業やピアスタッフが活躍できる場を作っていたのはいい。静岡市はピアが活躍できる場が今までなかった。ピアスタッフが活躍できるのは非常に有効である。この 2 件についてどういった内容だったが。

(事務局)

1 件は退院先のグループホームについて考えていることを聞いてほしい、もう 1 件は自分のところに誰も面会に来ないため誰かが会いに来てくれるとすごく嬉しいから使ってみたいといった内容。

(高橋委員)

今後の実績の中で、退院後の支援として診療所としても知らないことがあるため、また可能な範囲で情報提供もしていただけると助かる。

(寺田委員)

入院者訪問支援事業が施行される前から、静岡市は独自に訪問事業を続けてきたという歴史があり、静岡県の中でも静岡市と浜松市とタイアップして積極的に事業を動かしているのもいいことだと思っている。新しい制度でいい内容だと思う。患者さんや現場で変化が起こってくるのかということも含めて知見を積み重ね、患者さんにもいいことにつながるのではないかと思う。

(大橋委員)

この精神保健福祉法の改正は我々の精神科病院の業務に大変大きく影響しますし、複雑化や業務量の増加などあるが、それとはまた別に、特にこの医療保護入院である非自発的入院の患者さんを社会とのつながりを作っていくこと、そういう中で非自発入院が運用されるようにということの趣旨かなと思う。これについては当院としても、しっかり取り組んでいかなければと思いますし、また希望される方がいらしたらその入院者訪問支援事業に協力をしていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(事務局・前林課長補佐兼相談支援係長)

入院者訪問支援事業ですが、静岡県内で先行して進めているところで、この資料 4-1 の通り、オール静岡、浜松市、静岡市、あと静岡県の 3 自治体が共同して進めております。訪問先がやはり精神科病院でありますので、行政が一丸となって進めている事業というところがまず国の方でもすごく着目しています。あともう一つはこの資料の 4-1 の写真ですが、リーフレット、チラシ、ちょっと小さくて見にくいと思いますけども、このキャラクターも含めて、先日厚労省の方から、先駆的な取り組みということで連絡があり、厚労省のホームページに、入院者訪問支援事業の静岡市の取り組みということでアップされております。

(大瀧委員)

何点かあるが、1つ目が医療保護入院の家族等の同意不同意の意思表示を行わない市長同意が可能となったことについて、今年の 4 月から件数としてあったのかどうかを知りたい。2 点目は入院者訪問支援事業の訪問支援員が何名ぐらいいるのか知りたい。また、将来的にこれを、市町村長同意だけじゃない対象者に広げていくのかという、今の時点での考えを知りたい。最後の虐待について課題として見えてきたものでいくつかあげていただいたが、これは厚労省から、何もこうしなさいというのは全くなくて、手探りみたいな感じなのかなと。

(事務局・前林課長補佐兼相談支援係長)

1 点目の医療保護入院の市長同意の件数ですが、まだ 3 ヶ月程度しか経っておりませ

んが、月に1～2件のペースで増えております。

2つ目の訪問支援員の件数なんですが、まず行政研修を県と一緒にやっております。今既に静岡市が取り組んでおりますけども、取り組んでいる支援員さんは、4名です。この4名は、昨年度、国の研修を受けた4名ということになってます。静岡市は先行してスタートしているということになりますが、オール静岡で先月、もくせい会館で研修を行い、70名弱の方が、支援員を希望されて研修を受講されておりますが、実は県内で130名ぐらいの方が応募してきております。1回の研修では養成しきれないため、2回目の研修を10月に行う予定で検討しています。ですので、今年度養成される支援員さんは約130名います。

将来的なところですが、今は市長同意の方と限定して行っていますが、市長同意以外の方でも孤立孤独を抱えている方もいらっしゃるので、その方々をターゲットにしていくところも検討しているところです。今後実践していく中で、静岡県と浜松市と合同の推進会議があるため、本市としても意見として挙げていきたいと思っています。もう1つは、医療保護入院ではないが、任意入院で長期入院している方々もいらっしゃるので、その課題についても少しずつですが、事業を進めながら検討していきたい。

(事務局・三浦企画係長)

虐待の課題ですが、チェックシートを使いながら整理していくことと、虐待以外の対応、元々、虐待以外の苦情や不満も出てくると想定される中で、窓口を提示することになってはいる。例えば処遇改善らしい話であると思ったときには、こころの健康センターにも審査会があるので情報を共有するようにはしている。ただし、厚労省から細かなところまですべて示されていないため、県とも共有しながら、運用上の課題等についても整理していきたいと思っています。

(大瀧委員)

通報の対応で迷うという部分もあるが、これは相当ハードルが高いのではないかな。どうやって連絡をつけるのか、静岡市と言ったら病院としたら意図がわかる。例えば外部、弁護士会がいいかわからないが、他のところからあたるのもありかなと思う。ただできるかどうかは別としてかなり難しい対応だと思う。

(事務局・三浦企画係長)

名前だけの情報でも、一応何とか該当しそうな病院等探したりするが、公衆電話から短時間の人や、どうしても滑舌等により聞き取り難い場合がある。保健所から病院に連絡するだけでも、悪く考えると隠蔽されてしまう場合も考えられる。そのようなことが起こらないようにスムーズに本人にアプローチできるかどうかは今後の課題と感じています。

(事務局・前林課長補佐兼相談支援係長)

県内浜松市と静岡県とも実際に情報交換しているが、やはり蓄積をしながら、どのような形、どのようなタイミングで、病院にアプローチをかけるのかとか、もっと言うと、電話で済ませるべきことと、あとは直接本人に会うべきことがどのようなタイミングなのか、状況なのかっていうところが、これから整理をしていきたいと思っておりますので、またそういうものを蓄積して作っていく中で、この審議会の中でもご報告をさせていただければと思っております。

(山城会長)

ただ今の虐待問題についても、時代的に医療機関側も行政機関側も当事者もよりオープンにしていくことが求められているところとを感じる。そうすることでまた予防につながっていくと思っている。そういう意味でもっともっとこれから詰めていき、そしてよりよい精神医療、よりよい精神保健福祉活動ができたらなと思う。

本日前半の交通費等ですが、是非皆様の意見を参考にしながら、よりよい静岡流の内容ができるといいと思っています。皆様、それぞれのお立場での活発な意見交換ありがとうございました。以上で意見交換は終わらせていただき、進行を事務局にお返しします。

(6) 閉会